

平成28年第1回広尾町議会臨時会 第1号

平成28年2月9日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 教育行政報告
- 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 議案第 1号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 4号 平成27年度広尾町一般会計補正予算（第8号）について
- 9 議案第 5号 平成27年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 10 議案第 6号 平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 11 議案第 7号 平成27年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 12 議案第 8号 平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 13 議案第 9号 平成27年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 14 議案第10号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 15 議案第11号 平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について
- 16 議案第12号 平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 北 藤 利 通 | 2番 志 村 國 昭 |
| 3番 浜 頭 勝 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 佐 藤 春 一 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 小 田 英 勝 |
| 9番 小 田 雅 二 | 10番 田 中 巧 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 堀 田 成 郎 |
| 13番 渡 辺 富久馬 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	野	田	利
会	計	堂	場	彦
兼	出	堂	場	彦
総	務	鈴	木	俊
総	務	田	中	章
企	画	長	田	弘
税	務	菅	原	博
住	民	雄	谷	裕
保	健	大	林	勝
保	健	齊	藤	美
地	域	菅	原	樹
健	康	佐	藤	清
特	別	厚	谷	幸
兼	養	厚	谷	幸
特	別	西	脇	秀
農	林	金	井	秀
兼	町	金	井	秀
水	産	保	志	
建	設	芳	賀	紀
建	設	北	藤	盛
上	下	道		淳
兼	下	道		淳
上	下	小	川	浩
港	湾	道	端	隆
国	保	今	井	啓
院	事			
務	長			

〈 教 育 委 員 会 〉

教	育	長	笹	原	博
管	理	課	澤	田	幸
兼	学	校	澤	田	幸
管	理	課	松	田	典
ひ	ろ	お	道		子
社	会	教	辻	田	昭
育	課	長			

兼 図 書 館 長	辻 田 英 昭
兼 海 洋 博 物 館 長	辻 田 英 昭
社 会 教 育 課 長 補 佐	金 曾 則 雄
図 書 館 長 補 佐	奥 村 京 子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮 脇 昭 道
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	本 間 司

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	鈴 木 孝 俊

〈農業委員会〉

会 長	新 海 敏 春
併 事 務 局 長	金 井 秀 司
事 務 局 次 長	早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長	本 間 司
総 務 係 長	坂 本 和 子

◎就任の挨拶

1、議長（渡辺） 開会前ですが、ここで昨年12月の17日に監査委員に就任されました大林代表監査委員より就任の挨拶の申し出がありますので、これを許します。

大林代表監査委員。

1、代表監査委員（大林） このたび監査委員につきました大林でございます。

日ごろ皆様が広尾町の発展と幸せのために日夜取り組まれておりますことに、敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

不肖未熟な私でございますので、ご迷惑をおかけすることもあるかと存じます。何とぞ皆様のご指導、ご鞭撻のほど衷心よりお願い申し上げます。

簡単粗辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。す。（拍手）

開会 午前10時01分

◎開会の宣告

1、議長（渡辺） ただいまから、平成28年第1回広尾町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（渡辺） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本臨時会には、町長から承認1件、議案12件を受理しております。

次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり、委任の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（渡辺） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、田中巧議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

1、議長（渡辺） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間とすることに決しました。

◎日程第 3 教育行政報告

1、議長（渡辺） 日程第 3、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、教育行政報告をさせていただきます。

スクールバス交通事故の発生についてであります。

昨年11月24日（火）午後 3 時15分ころ、広尾町西 2 条 6 丁目の交差点において、音調津線小型スクールバスが役場から本通方向に直進をしていたところ、町内在住の68歳の女性が運転する普通乗用車が南方向から一時停止の標識を見落とし交差点に進入をし、スクールバスの右側面部に衝突する事故が発生いたしました。

事故当時、スクールバスには児童生徒は乗車しておらず、双方の車両の運転手にけがはございませんでした。

この事故によりますスクールバスの損傷度合いが大きかったことや、被害額の確定等により、相手方の過失割合の決定などに時間を要しておりましたが、近日中に和解が成立する見込みであります。

なお、音調津線のスクールバスにつきましては、現在、別の車両にて代替運行を行っており、児童生徒の登下校には支障はございません。

以上で、報告とさせていただきます。

1、議長（渡辺） 以上で、教育行政報告を終わります。

◎日程第 4 承認第 1 号

1、議長（渡辺） 日程第 4、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき次の事件を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

記といたしまして、広尾町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分したものであります。

広尾町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。処分の理由であります。

本案は、平成27年12月16日に決定された平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、平成27年6月定例会において議決をいただいた町税条例の一部を改正する条例をさらに改正するものであります。

なお、番号法に関係する条文の改正につきましては、平成28年1月1日施行としているため、12月31日までに公布、施行する必要があることから、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分させていただきました。

処分日につきましては、平成27年12月30日であります。

改正の内容であります。町民税及び特別土地保有税の減免申請手続上、申請書に個人番号の記載は必要としないとする本条例の改正内容となっているところであります。

お手元の議案資料の1ページに新旧対照表をお示しをしているので、ごらんをいただければというふうに思っております。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本件は討論を省略します。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号

1、議長（渡辺） 日程第5、議案第1号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第1号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告において一般職の期末勤勉手当の支給率が引き上げられたことに準じ、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員の期末手当支給率について改正するものであります。

お手元の議案資料2ページをお願いいたします。

新旧対照表をごらん願います。

現行の6月の支給率「100分の197.5」、12月支給率「100分の212.5」の合計100分の410から、改正の欄であります。改正では、6月支給率「100分の202.5」、12月支給率「100分の217.5」の合計100分の420に改定するものであります。

附則におきまして、平成27年度につきましては、6月支給率は現行どおりとして、12月支給率を100分の222.5に改正する附則を追加するものであります。

施行期日は公布の日から施行し、改正後の規定につきましては、平成27年12月1日から適用するものであります。

お手元の議案資料3ページに条例改正前後の年収比較をお示ししているところでありますので、後ほどご参照いただければと思っております。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより、議案第1号 広尾町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

1、議長（渡辺） 日程第6、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、特別職報酬等審議会の答申に基づき、特別職の報酬月額及び期末手当の支給率について改正するものであります。

お手元の議案資料4ページをお願いいたします。

上段の第1条関係でありますけれども、期末手当支給率の改正についてであります。

現行の6月支給率「100分の197.5」、12月支給率「100分の212.5」、合計100分の410から、改正であります、6月支給率は「100分の202.5」、12月支給率は「100分の217.5」、合計100分の420に改正するものであります。

附則におきまして、平成27年度につきましては、6月支給率は現行どおりとし、12月支給率を100分の222.5に改定する附則を追加するものであります。

次に、議案資料の4ページの下段であります、第2条関係であります。

特別職の給料月額の改定でありまして、町長の給与月額を現行の「667,000円」から「740,000円」に、副町長の給与月額を現行の「583,000円」から「613,000円」に、教育長の給与月額を現行の「535,000円」から「558,000円」に改正するものであります。

改正の考え方についてでありますけれども、これまで取り組んでまいりました自主・自立プランの推移、それから行財政改革、これらの取り組みが一定の成果を上げたこと、さらに特別職の職責を考えたときに、職員給与との均衡も考慮し、総合的な判断をし、改定に至ったところであります。

次に、施行期日についてであります、公布の日から施行し、給料月額の改定につきましては平成28年4月1日から施行するものであります。改正後の期末手当の規定につきましては平成27年12月1日から適用するものであります。

議案資料の5ページに条例改正前後の年収比較、また6ページには十勝管内市町村長等の給料につきましてお示しをしているところであります。ご参照いただければというふうに思っております。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより、議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

1、議長（渡辺） 日程第7、議案第3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第3号であります。

広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案については、人事院勧告に基づき、給料表及び勤勉手当の改定を行うものであります。

お手元の議案資料7ページであります。

給与条例改正の概要をお開き願います。

1点目ではありますが、給料表の改定についてであります。

(1)の行政職給料表におきましては、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、その他については1,100円の引き上げを基本に改定を行うものであります。

(2)の医療職給料表は、行政職との均衡を基本に引き上げするものであります。

また、2点目の勤勉手当支給率の改定についてであります。

現行の6月「0.75」、12月「0.75」、計「1.5」から27年度につきましては、6月は現行どおり「0.75」、12月は「0.85」、計「1.6」、平成28年度からは6月「0.8」、12月「0.8」、合計「1.6」に改正するものであります。

施行期日は公布の日から施行し、給料表及び平成27年度の勤勉手当は平成27年4月1日から適用し、平成28年度から勤勉手当については平成28年4月1日に施行するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより、議案第3号 広尾町職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号～日程第16 議案第12号

1、議長（渡辺） 日程第8、議案第4号 平成27年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから日程第16、議案第12号 平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第4号 平成27年度広尾町一般会計補正予算（第8号）から議案第12号 平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して提案理由を申し上げます。

補正の主な内容であります。

先ほど提案いたしました人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴います人件費の関係、諸手当の関係であります。

また、総務費、港湾費の時間外勤務の増加に伴う手当等の人件費の追加、また、ふるさと納税寄附者数の増加に伴う寄附金の追加、ふるさと納税謝礼等事業費の追加、広尾漁業協同組合主体による製氷・貯氷施設整備事業費の計上並びに昨年の台風23号により被害を受けた防波堤及び護岸の災害復旧費の計上が主なものであります。

最初に、議案第4号についてであります。

議案書20ページであります。

本案は、平成27年度広尾町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億7,045万円を追加し、歳入歳出の総額を113億161万2,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の追加を第2表でお示しをしております。

次のページであります。

歳入であります。

13款国庫支出金 2 項国庫補助金の6,611万円の追加は、港湾施設災害復旧に伴う災害復旧費補助金でありまして、国庫負担対象額のうち 8 割分が補助交付額となり、計上するものであります。

14款道支出金 2 項道補助金 7 億2,670万5,000円の追加は、製氷・貯氷施設整備事業に伴う水産業費補助金でありまして、国のさけ・ます流し網漁業対策支援事業として、国が事業費の 3 分の 2 を、北海道が 4 分の 1 を支援するものでありまして、間接補助事業として計上するものであります。

16款 1 項寄附金であります、4,313万5,000円の追加は、ふるさと納税の寄附が2,782件で4,308万5,000円及び社会福祉振興資金に 1 件 5 万円をそれぞれ追加するものであります。

17款 1 項繰入金1,800万円の追加は、ふるさと納税事業にまちづくり基金から追加で繰り入れるものであります。

20款 1 項町債1,650万円の追加は、港湾施設補助災害復旧債として補助対象額の地方負担分を計上するものであります。後年度以降に発生する元利償還金の95%が地方交付税によって措置されるものであります。

次、22ページの歳出の関係であります。

お手元に事項別明細書があります。事項別明細書 8 ページをお開き願います。

歳出の関係であります。

歳出の各款におきまして人件費の追加及び整理を行い、予備費で財源調整したものであります。

9 ページであります、2 款 1 項 3 目財務管理費の25節積立金でありますけれども、ふるさと納税の寄附をまちづくり基金に2,765万円積み立てをするものであります。

2 款 1 項 5 目財産管理費につきましては、財産管理費の 8 目の報償費でありますけれども、ふるさと納税寄附者の増加に伴い、謝礼を1,810万円追加をするものであります。

次、10ページお願いいたします。

同じく14目であります、地方安全対策費11節の需用費でありますけれども、公用車のフロントガラス破損によりまして、修繕料を14万8,000円追加するものであります。

11ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、25節積立金であります、ふるさと納税等の寄附を社会福祉振興基金に717万円積み立てをするものであります。

飛んでいただきまして、16ページをお願いいたします。

5 款 3 項 2 目水産業振興費につきましては、製氷・貯氷施設整備事業費でありまして、19節の負担金補助及び交付金で 7 億5,973万8,000円を追加するものであります。先ほど申し上げましたように、国が 3 分の 2、北海道が 4 分の 1、残りが地元負担でありまして、地元負担のうち、そのうち 2 分の 1 を町が補助するものであります。国並びに北海道及び町を合わせて予算計上するものであります。

お手元の議案資料の20ページと21ページ、それぞれ位置図と立面図を添付しておりますので、ご参照いただければと思っております。

次に、同じく16ページであります、3 目水産業施設費、13節の委託料であります、水産加工排水処理センター委託料の人件費を11万3,000円追加するものであります。

次に、18ページをお願いいたします。

7款1項2目車両費、11節の需用費であります、公用車のバンパー破損によりまして修繕料を10万2,000円追加するものであります。

22ページをお願いいたします。

9款1項3目教育振興費、25節積立金であります、ふるさと納税の寄附を教育振興基金に831万5,000円追加をするものであります。

24ページであります。

10款2項2目港湾施設災害復旧費、15節工事請負費8,387万7,000円を追加するものであります。議案資料22ページにそれぞれ図面を添付しているところであります。

次に、25ページであります、11款1項1目元金については財源内訳の補正であります。

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。

第2表の関係であります。地方債補正の追加であります。

公共土木施設災害復旧債を追加し、町債の合計に1,650万円を追加し、補正後の合計を14億2,199万5,000円とするものであります。

次、25ページであります。

議案第5号についてであります。

平成27年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。26ページであります。

補正の内容であります。

人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う給料並びに職員手当及び共済費を追加するものであります。

予備費については、財源調整であります。

27ページ、議案第6号についてであります。

平成27年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,573万3,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正でありまして、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

28ページをお願いいたします。

補正の内容であります。

人事院勧告に伴います給与条例の改正による職員手当及び共済費を追加するものでありまして、一般会計から繰り入れするものであります。

30ページであります。

議案第7号であります。

平成27年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億7,342万4,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

31ページであります。

補正の内容であります。

人事院勧告に基づく給与条例の改正による職員手当及び共済費、水道会計負担金を追加するものでありまして、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、33ページであります。

議案第8号であります。

平成27年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1表は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ99万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を13億3,967万9,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

34ページであります。

補正内容であります。

人事院勧告に基づく給与条例の改正による給与並びに職員手当及び共済費を追加するものでありまして、一般会計から繰り入れするものであります。

36ページであります。

議案第9号であります。

平成27年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ98万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億9,808万2,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

37ページの補正の内容であります。人事院勧告に基づく給与条例の改正による給料並びに職員手当、共済費を追加するものでありまして、一般会計から繰り入れをするものであります。

39ページであります。

議案第10号 平成27年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ176万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億7,015万2,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

40ページであります。

補正の内容であります。

人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴い、給料並びに職員手当及び共済費の追加並びに短期入所、ショートステイであります。この利用が大きく増加をする見込みにより介護保険収入、短期入所者自己負担金の追加及びそれに伴う賄い材料費を追加するものであります。

次に、42ページであります。

議案第11号であります。

第1条は、平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第2条は、平成27年度広尾町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとしてあります。

支出であります。

第1款第1項医業費用に148万9,000円を追加し、同款第3項予備費から同額を減額し、整理するものとしてあります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与でありまして、148万9,000円を追加するものとしてあります。

主な補正内容につきましては、人事院勧告に基づくそれぞれの手当の追加であります。

次に、43ページであります。

議案第12号であります。

第1条は、平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第2条の収益的収入及び支出であります。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとしてあります。

収入で第1款第2項営業外収益に6万2,000円を追加するものとしてあります。

次に、支出であります。第1款第1項営業費用に55万4,000円を追加するものとしてあります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして55万4,000円を追加するものとしてあります。

内容等につきましては、人事院勧告に伴うそれぞれの諸手当を追加するものとしてあります。

以上で、議案第4号から議案第12号までの補正予算についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（渡辺） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。議案第4号から議案12号までの9件に対する質疑の発言を許します。
志村議員。

1、2番（志村） 事項別明細書の16ページ、水産業振興費、ここで漁業協同組合が行う製氷・貯

氷施設整備事業に対する補助金が計上されております。

このことについては、産業常任委員会の所管事務調査もさせていただきましたし、その結果、相当老朽が進んでいるということも確認させていただきました。

また、行政視察においても先進的な施設を調査いたしましたので、広尾の施設が整備が必要であるとの認識ではあります。補助そのものに対して問題はないというふうに考えておりますけれども、今回、3,300万円の補助金が計上されているわけですが、町の財政状況をちょっと鑑みますと、この数字が適当なのかどうかということを少し疑問に思いましたので、確認させていただきたいと思います。

というのも、例えばささやかな住民サービスの実施についても、財政難を理由に、現時点では困難という答えが多く返ってくるわけですね。町の基金の残高を見ても、平成27年度の当初でたしか21億少々だったですかね。この事業主体は、恐らく町よりかなり多くの積立金を有しているのではないかとこのように思うのです。このほかに毎年、漁業振興事業に対して財政支援を行っておりまして、平成26年度の決算で見ましても、一般財源から800万円近く支出しております。それとは別に漁業者の直接借入金ですとか、災害対策に対する利子補給も行っておりまして、これは漁業者個々への支援策ですからそれはよしとしても、今回、漁業協同組合の営利施設に対する補助金ですからね。先ほど説明にもありましたように、国が3分の2、それから道が4分の1ですか、残る地元負担の2分の1を町が補助するのだということなのですが、この地元負担の2分の1を町が負担しなければならないというのは、補助採択の必須要件なのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

それから、もう一つ参考に伺わせてほしいのですけれども、道内の漁業協同組合が行う地域貢献事業が新聞等で報じられています。西網走漁業協同組合では、地元飲食店に素材を無償提供して新メニューの開発に取り組んでいるそうです。それから、標津漁業協同組合ではホタテやサケを町民に配付していると聞きました。それから、日本海側の新星マリン漁業協同組合でも地元の漁獲物を地元還元しているということです。これ、漁業協同組合がどうしてそういう地元還元事業をやっているのかということをお聞きしました。報道されておりましたけれども、町民の血税から補助金をいただいて漁業振興が行われていると、地元還元をするには多少の赤字はあるものの、町民に対する恩返しの意味でということだそうです。決して物乞いをするような気は全くないのですけれども、地元の漁業協同組合から地元還元などのアクションはあったのかどうかということ、この2点お聞かせいただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 保志水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（保志） ただいまの製氷・貯氷施設の建設に係る質問であります。1点目の補助採択の地元負担に対する部分について補助採択の要件かどうかという部分につきましては、要件とはなっていないです。地元の中で対応するということになります。

それと、2点目の地元の還元の部分については、特にお話は聞いていないということになります。

以上です。

1、議長（渡辺） ほかに。
星加議員。

1、7番（星加） 課長、総事業費というのは一体幾らになっているのか、その点を明確に示してほしいと思いますね。町の負担はここで3,303万3,000円ですか、そういう額ですけども、それはよしとして組合がどれほどの負担をするのか、この点をひとつ明確にしてほしいと思います。今の情報では、できるだけ地元負担を少なくするために道がお手盛りをすると、こういう話も聞いておるわけですけども、その点どうなっているのか、財源内訳についてお知らせをいただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 保志水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（保志） ただいまの製氷・貯氷施設の事業費の関係であります、補助の関係で税抜きということの事業費で7億9,277万円という金額になっております。

それで、漁業協同組合の負担であります、地元負担の2分の1ということなので、広尾町と同じ3,303万3,000円の予定をしております。ただ、税抜きということなので消費税を含むような金額になりますと総事業費で8億5,619万1,000円、それで消費税としまして6,342万1,000円ほどの組合は負担になるかと思えます。

それともう一点、ちょっと聞き逃したのですが……

（「道の上乗せがあるのかどうか」の声あり）

北海道におきましては、現在4分の1の上乗せということですが、その部分につきましてはそういう話もあるかと思いますが、まだ決定はしていませんので、ちょっとお答えできない状況にあります。

失礼します。

1、議長（渡辺） 星加議員。

1、7番（星加） 組合が発注するのだよな。それで、組合が発注すると事業費は今答弁された、説明された額に増強する。それで、消費税が別だとかどうとかと言っているけれども、消費税がなくなる場合もあるのか。だから、総額で説明してもらわないと、消費税がかかったらこうこうこういうのと、ややこしい話になる。俺は頭がいいから、どうもしくっといかないのですね。ですから、組合の負担を、前段の議員からそういう多額の負担をしていいのかどうかという多少疑問を投げられたようでございますけれども、私はそれと趣が違いまして、組合がそういう施設をつくって町の活性化、ただ、そこで多額の費用を支出するわけですから、製氷して外来船に氷を販売するときに

その販売だとか、あるいは利益が生じたら、その利益を組合の収入、もうけたもうけたということになるのか、その点のことについてちょっともう一度詳しく説明してください。

1、議長（渡辺） 保志水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（保志） 製氷事業につきましては、組合のほうでの事業になるところであります。

それで、この補助事業を上げるに当たって、その収支の部分とかも計算した中での費用対効果、そういう部分も出しながらやっているところではありますが、最終的には組合のほうでの管理規程の中で、星加議員さんが言われました内容の部分について検討されるかと思います。

1、議長（渡辺） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目の事項別明細の9ページの財務管理費、財産管理費の関係でありますけれども、この中で、10月にも確認いたしましたけれども、いわゆるふるさと納税に係る部分でありますけれども、12月までの実績値としては、総体で2,973件、4,723万7,000円の寄附を得たということでありますけれども、これに対する12月までの返礼品の件数と金額、それとあわせて1月から3月までの寄附の見込み件数、金額、それから返礼品の金額、あわせて通算、通年の平成27年度における寄附額の総件数と金額、寄附額の見込額ですね。あと、返礼品については、12月の定例会でも確認いたしましたけれども、1万円については5,000円、3万円については1万2,000円、5万円については2万円、10万円については3万円相当の返礼品を送るということになっておりますけれども、27年度総体でそれぞれの金額の件数と金額、それぞれご説明いただきたいと思います。

それと、先ほどから出ております製氷・貯氷施設整備事業補助金の関係ですけれども、通常ですとこの製氷・貯氷施設については、国費3分の1の補助でありますけれども、今回、3分の2と、あわせて道費が4分の1ということですから、12分の11が国と道の補助金、したがって地元負担は12分の1、なおかつ広尾町はその2分の1ですから、4.2%の負担割合ということでありますけれども、この予算書の中で3,303万3,000円、一般財源で出されておりますけれども、これらのいわゆる補助金の部分について、地方債の充当についてどのように考えておられるのか、それについてもご説明いただきたいと思います。

それから、24ページの港湾施設費の災害復旧費でありますけれども、台風等低気圧等の被害で今回、災害復旧で認められて、それぞれ国費、それから地方債が充当されますけれども、今後、この現在の4段にプラス1段上乘せしてありますけれども、合わせて5段の修復をするという、原形復旧ということかと思うのですけれども、今後、昨年のような台風あるいは、いわゆる爆弾低気圧といいますか、そういったものが来たときの中で同じようなこういった災害が起こらないのか、そういったものについてどのように対処されるのか、これについてもご説明をいただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） まず、1点目のふるさと納税の関係でございます。

4月から12月までの実績、議員さんのおっしゃられたとおり、寄附額につきましては2,973件で4,723万7,000円ということでありまして、これに対する返礼品の関係でございます。1万円以上の寄附のあった方への対象ということになりまして、トータルでは2,972件、1件は1万円以下の寄附でしたので対象となっておりませんが、合計としまして金額で2,004万7,000円の返礼品の事業となっております。

それから、今後の見込みでございます。

1月から3月で見込んでおりますが、寄附額といたしましては1月から3月トータルで4,480件を見込んでいるところでございます。金額につきましては、5,286万円の寄附額の見込みを立てております。これに対する返礼品につきましては、件数同じく4,480件で、2,878万4,000円の事業費として捉えております。27年度トータルで考えますと、寄附の総額、約7,450件を見込みまして、金額的には1億円を見込んでいるところでございます。これに対する返礼品の事業費といたしましては、1万円コースで約6,500件、3万円コースで800件、5万円コースで100件、10万円コースで50件程度を見込みまして、トータルで7,450件の事業ということで、事業費としては4,883万1,000円を見込んでいるところでございます。12月においてもこの関係で補正をさせていただきまして、今回1,810万円の追加補正ということで、返礼品の事業といたしましては、トータルで4,883万1,000円ということで見込んでいるものでございます。

よろしくお願いいたします。

1、議長（渡辺） 保志水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（保志） 製氷・貯氷施設の関係での一般財源3,303万3,000円に対する地方債の考えであります。先ほどもちょっとお話しした北海道の上乗せの部分がはっきりしていませんので、その部分で過疎債だとか補正予算債のほうの考えもありましたが、そこが確定した段階で検討させていただくような形になるかと思えます。

以上です。

1、議長（渡辺） 道端港湾課長。

1、港湾課長（道端） 今後の対応についてでございます。

被災の原因の一つが外北防波堤からの越流という形になってございます。それで、貯木場の中の海面が暴れて石かごが倒壊したという形になってございますので、開発局のほうに打ち合わせさせていただいて、28年度に外北防波堤のかさ上げ工事を実施したいと、今、開発局と打ち合わせしております。それが、今、外北防波堤の高さがプラスの5.2メートルですけれども、7.1メートルまで

かさ上げするという形で考えてございます。3月に28年度予算で提案させていただくというような形になってございます。

以上でございます。

1、議長（渡辺） 前崎議員。

1、4番（前崎） ふるさと納税の関係でありますけれども、寄附額が1億円を超えるということでもありますけれども、このうち返礼品が4,883万1,000円ということですから、ふるさと納税の額に対する返礼品が5割近いということなのではありますけれども、以前、総務省から返礼品については過度にならないようにというような通達が来ておりますし、それが5割以下という、そういった目安等も含めてあったかと思うのですが、この中で特に1万円の寄附の方が6,500件近くということでもありますけれども、その返礼品の額が、私のいただいた資料では、3,613万4,000円なのではありますけれども、これ単純に割り返しますと、5,700円近い額になるわけですね。したがって、1万円の割合も高いのですが、1万円いただいて5割以上の返礼品という形になっておりますけれども、これらについてやはり、いわゆる国の指導といいますか、地方税の本旨に基づく部分で今後どのように考えているのか、あわせてご説明いただきたいと思います。

1、議長（渡辺） 鈴木総務課長。

1、総務課長（鈴木） 1万円コースのウエートが高い状況ですけれども、一応目安として50%の返礼品というような形で今現在動いているところでございまして、これには、単純に割り返しますと5,700円という今のところではありますけれども、送料も入り、またその返礼品の内容によってはそのときの時価等の部分もありまして、特に1万円につきましては、今回毛ガニの返礼品が多い状況になっておりまして、この辺の値段の増減等もございまして、今こういう形になっているところでございます。考え方としては、今後も現在の目安の中で動いていきたいと、今後の動向を見ながらそういう形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1、議長（渡辺） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第4号 平成27年度広尾町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第12号 平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第12号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案 9 件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 9 件は討論を省略します。

これより議案第 4 号 平成27年度広尾町一般会計補正予算（第 8 号）についてから議案第12号
平成27年度広尾町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 9 件を採決します。

お諮りします。本案 9 件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 9 件は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了しました。

◎閉会の議決

1、議長（渡辺） お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（渡辺） これにて、平成28年第 1 回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 11 時 00 分